

平成30年第4回天塩町農業委員会総会議事録

| | | | | |
|--|---------------|------------------------|--------------------------|-----|
| 招集年月日 | 平成30年7月31日(火) | | | |
| 招集場所 | 天塩町役場 3階委員会室 | | | |
| 開閉日時 及び宣告 | 開 会 | 平成30年7月31日(火) 午前10時00分 | | |
| | 議 長 | 会長 宍戸 栄一 | | |
| | 閉 会 | 平成30年7月31日(火) 午前10時15分 | | |
| | 議 長 | 会長 宍戸 栄一 | | |
| 応召招集委員 及び出席委員 並びに欠席委員 出席 10名 欠席 1名 (凡例) ○ 出席 ● 欠席 | 議席番号 | 氏 名 | | 出欠別 |
| | 1 | 谷 村 敏 彦 | | ○ |
| | 2 | 佐 藤 博 幸 | | ○ |
| | 3 | 臺 川 幸 弘 | | ● |
| | 4 | 満 保 豊 | | ○ |
| | 5 | 伊 藤 淳 一 | | ○ |
| | 6 | 湯 澤 敏 孝 | | ○ |
| | 7 | 山 下 雅 博 | | ○ |
| | 8 | 奥 山 稔 | | ○ |
| | 9 | 高 橋 一 博 | | ○ |
| | 10 | 安 川 和 範 | | ○ |
| | 11 | 宍 戸 栄 一 | | ○ |
| 議事録署名委員 | | 議席番号 | 1番 谷 村 敏 彦 2番 佐 藤 博 幸 | |
| 職務のため議場に出席した者の職氏名 | | 事務局長 | 青 野 朋 之 | |
| | | 事務局次長 | 中 西 卓 也 | |
| | | 総務係長 | 井 上 剛 | |
| | | 総務係主査 | 藤 原 諒 | |

有線電気通信のための経路、空中線系、若しくは中継施設又はこれらの施設を設置するために必要な道路若しくは索道の敷地に供するため第 1 号の権利を取得する場合とあります。

次に、農地法施行規則の一部を改正する省令の施行について、をご覧ください。黄色で強調した部分になりますが、農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく許可の適用除外と記載されており、次ページの各第一種電気通信事業者あての文書では、農地法第 4 条及び第 5 条の農地転用許可は要しないことと記載されております。

また、同時に、下記の 2 では、土地の取得が完了した場合は、その土地に含まれる農地及び採草放牧地について一覧表を作成し、農業委員会に報告することとされております。

本件は土地の取得、賃貸借が完了したため、農業委員会に届け出（報告）があったもので、その報告案件となります。2 件ありますので、説明いたします。

それでは 2 ページをご覧ください。

1 件目につきましては、土地の所有者は 氏、事業主体は となっております。

土地については、字オヌプナイ となっており、転用面積は、 m^2 となっております。転用目的は携帯電話の無線基地局建設となっております。3 ページから 10 ページには届出に係る書類を添付しております。

11 ページをご覧ください。

(満保委員入室)

2 件目につきましては、土地の所有者は 氏、事業主体は となっております。

土地については、字ルークシュナイ となっており、転用面積は、 m^2 となっております。転用目的は携帯電話の無線基地局建設となっております。

12 ページから 19 ページには届出に係る書類を添付しております。

以上で報告を終わります。

議 長

本件は報告案件でありますので、以上で終わります。

議 長

次に議案第 1 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」を議題といたします。

議 長

事務局より内容の説明を求めます。

ただいま議題となりました議案第 1 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」ご説明申しあげます。

1 件目につきまして別記第 2 号様式 意見書の書式に基づいてご説明申しあげます。23 ページをご覧ください。

本件につきましては、貸主は 氏、借主については、 となっております。土地については、字更岸 外 1 筆となっております、転用面積は、 m^2 となっております。転用目的は砂採取で、工期は平成 30 年 8 月 30 日より平成 31 年 8 月 29 日となっております。一時転用であり採取後は農地に復元することとなっております。

農地区分ですが、農振農用地区域内農地であります。

農地の転用に関する許可基準から見た意見につきましては、3 年以内の一時転用であり、復元後は農地として活用するので問題ないと考えております。

資力については、残高証明書の添付があるので問題ないと考えます。

次に、転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況ですが、抵当権および地上権の権利は設定されておらず該当はありません。

次に、農地以外の土地の利用見込みにつきましては、地権者の同意書があることから問題はないと考えます。

その他の区分については、ご覧のとおりとなっております。

総合意見としては、許可相当としております。

なお、許可に付けるべき条件として、3 つの条件を付しております。

25 ページから 51 ページには申請書及び、図面等を添付しております。

次に 2 件目につきまして別記第 2 号様式 意見書の書式に基づいてご説明申しあげます。53 ページをご覧ください。

本件につきましては、貸主は 氏、借主については、 となっております。土地については、字サラキシ となっております、転用面積は、 m^2 となっております。転用目的は砂採取で、工期は平成 30 年 8 月 25 日より平成 31 年 8 月 24 日となっております。一時転用であり採取後は農地に復元することとなっております。

農地区分ですが、農振農用地区域内農地であります。

農地の転用に関する許可基準から見た意見につきましては、3 年以内の一時転用であり、復元後は農地として活用するので問題ないと考えております。

資力については、残高証明書の添付があるので問題ないと考えます。

次に、転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況ですが、抵当権および地上権の権利は設定されておらず該当はありません。

次に、農地以外の土地の利用見込みにつきましては、地権者の同意書があることから問題はないと考えます。

事務局

その他の区分については、ご覧のとおりとなっております。
総合意見としては、許可相当としております。
なお、許可に付けるべき条件として、3つの条件を付しております。
55 ページから 79 ページには申請書及び、図面等を添付しております。
事務局の説明は以上になりますが、よろしくご審議、ご決定賜りますよう、
お願い申し上げます。

議 長

ただいま、事務局より説明のありました「農地法第 5 条第 1 項の規定による
許可申請について」の質疑を行います。

全 員
議 長

ありません。
質問なしと認めます。

議 長
全 員
議 長

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
異議なし。
異議なしと認めます。本件は原案のとおり決定されました。

議 長

次に議案第 2 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項による計画書の決定
について」を議題とします。
整理番号 3-1 の利用権設定の案件につきまして、事務局より内容の説明を求め
ます。

事務局

ただいま議題となりました議案第 2 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1
項による計画書の決定について」につきまして内容をご説明申し上げます。
利用権設定の案件につきまして総括表に基づき説明申し上げます。
81 ページをご覧ください。

整理番号 3-1 についてであります、
氏から
に使用貸借権の
設定をするものです。

位置につきましては、82 ページ、83 ページをご覧ください。
条件面は、ご覧の総括表のとおりとなっております。

事務局の説明は以上になりますが、よろしくご審議、ご決定賜りますよう、
お願い申し上げます。

議 長
全 員
議 長
議 長
議 長

ただいま、事務局より説明のありました利用権設定の案件の質疑を行います。
ありません。
質問なしと認めます。
お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
異議なしと認めます。本件は原案のとおり決定されました。

議 長

次に議案第3号「農地パトロールの実施について」を議題とします。
事務局より内容の説明を求めます。

事務局

ただいま議題となりました議案第3号「農地パトロールの実施について」ご説明申しあげます。

85ページをご覧ください。農地パトロールにつきましては、農地法第30条の規定に基づき毎年実施しております。今年度は9月に実施する予定でございます。

今回につきましても中山間直接支払制度事務局、農業振興地域担当、税務部署の固定資産税担当、JAてしおと合同で、現地確認とともに巡回を実施したいと考えております。

案内文につきましては、85ページ、日程表（予定）でございますが、86ページに添付しておりますので、日程調整につきましてよろしくお願いたします。

また、案内文、中段に耕作放棄地とありますが、本パトロールは、荒廃農地調査も兼ねていることから、普段の活動の中で各地区において荒廃農地や違反転用の事案がありましたら、お知らせいただきたく、よろしくお願いたします。

なお、荒廃農地が発生した場合は、農業委員会において、荒廃農地区分の判定を行うこととされております。

農地パトロールの日程調整につきましては、8月17日を締め切りとして日程調整をしたいと思っておりますのでよろしくお願いたします。事務局の説明は以上になりますが、よろしくご審議、ご承認賜りますよう、お願申し上げます。

議 長

ただいま、事務局より説明のありました「農地パトロールの実施について」の質疑を行います。

全 員

ありません。

議 長

質問なしと認めます。

議 長

お諮りいたします。本案は原案のとおり実施することにご異議ありませんか。異議なし。

全 員

議 長

異議なしと認めます。本件は原案のとおり実施することと致します。

議 長

以上で本総会に付された案件はすべて終了しました。

議 長

お諮りします。これにて、本日の会議を閉会いたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

全 員

異議なし。

議 長

異議なしと認めます。

以上をもちまして平成30年度第4回天塩町農業委員会総会を閉会といたします。

平成30年 7月31日

署名委員

(1 番) 谷村 敏彦 ㊞

(2 番) 佐藤 博幸 ㊞